

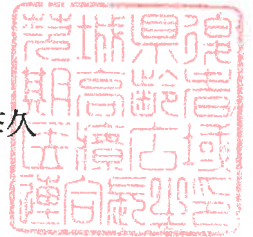


茨城県後期高齢者医療広域連合告示第44号

茨城県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第20号）第6条の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和5年8月17日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松丸 修久



茨城県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

当広域連合の職員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき、茨城県及び茨城県内市町村（以下「派遣元自治体」という。）から派遣された職員で構成されています。

（1） 任命・任命解除者数の状況

ア 任命者数の状況（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

一般職員 10名（派遣元自治体からの派遣による。）

イ 任命解除者数の状況（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

一般職員 11名（派遣元自治体からの派遣期間満了による。）

（2） 職員数の状況（令和4年4月1日現在）

派遣元自治体名	人数	派遣元自治体名	人数
茨城県	2名	常陸大宮市	1名
水戸市	2名	那珂市	1名
日立市	1名	筑西市	1名

派遣元自治体名	人 数	派遣元自治体名	人 数
土浦市	1名	稲敷市	1名
古河市	1名	神栖市	1名
結城市	1名	行方市	1名
龍ヶ崎市	1名	鉾田市	1名
常陸太田市	1名	大洗町	1名
笠間市	1名	美浦村	1名
取手市	1名	阿見町	1名
つくば市	1名	河内町	1名
ひたちなか市	1名	境町	1名
鹿嶋市	1名		
合 計			27名

2 職員の給与の状況

(1) 職員の給与の状況

- 職員の給与は、派遣元自治体の関係規定により派遣元自治体が支給するものとされています。

(2) 職員の平均年齢（令和4年4月1日現在）

- 職員の平均年齢は37歳となっています。

(3) 特別職の報酬の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	年額日額の別	金 額
広域連合長	年 額	60,000円
副広域連合長	年 額	48,000円
議 員	日 額	2,500円
選挙管理委員	日 額	4,000円
監査委員（議選）	日 額	2,500円
監査委員（識見）	日 額	4,000円
公平委員	日 額	4,000円
附属機関の委員等	日 額	4,000円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件及び休業の状況

(1) 勤務時間について（令和5年4月1日現在）

〔一般職員の場合〕

- 勤務時間：4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とし、
1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの休憩時間を除いた7時間45分としています。
- 休憩時間：正午から午後1時までとしています。
- 週休日：日曜日及び土曜日（勤務時間を割り振らない日）

(2) 休日について（令和5年4月1日現在）

正規の勤務時間においても勤務することを要しない日

- 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日）

(3) 休暇及び休業について（令和5年4月1日現在）

- 夏季休暇：7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日を超えない範囲内の期間としています。
- その他：派遣元自治体の例によるものとしています。

4 職員の分限及び懲戒処分並びに退職管理の状況

派遣職員の分限及び懲戒処分並びに退職管理については、派遣元自治体の関係規定を適用し、広域連合の長の報告に基づき、派遣元自治体の長が行うものとされています。

- 令和4年度の処分はありません。

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除

承認件数	27件	事由	健康診断（人間ドック含む）等の厚生に関する計画の実施に参加
------	-----	----	-------------------------------

(2) 営利企業等への従事

- 令和4年度の営利企業等への従事者はありません。

6 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 職員研修の状況（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

令和4年度は、当広域連合では、情報セキュリティ研修、メンタルヘルス研修及び管理職研修を行いました。

また、職員は派遣元自治体が発行する研修に参加しています。

(2) 人事評価の状況

派遣職員であるため評価は行っておりません。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉

- 厚生事業については、派遣元自治体にて実施しています。
- 令和4年度における公務災害及び通勤災害はありませんでした。

(2) 利益の保護の状況

令和4年度における勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求はありませんでした。